

# 鶴岡市生活応援商品券事業概要

第3回クーポン券事業から内容を変更しております

## 1. 商品券の概要

- (1) 市民1人あたり5,000円分(500円×10枚)の紙版商品券を発行
- (2) 商品券は市内の参加店舗のみで使用可能
- (3) 下記は、商品券の利用対象となりません。
  - ①出資や債務の支払い
  - ②税金・振込手数料・電気・水道料金など(ガス料金、ガソリン代等を除く。)
  - ③金・プラチナ・有価証券・商品券などの換金性の高いもの
  - ④たばこ事業法に規定する製造たばこ
  - ⑤事業活動に伴って使用する原材料
  - ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ
  - ⑦その他、参加店が任意に対象外として設定するもの及びこの商品券の発行趣旨にそぐわないもの

※今回の生活応援商品券事業は飲食券、共通券に分かれていません。

※金券のため現金同様にお使いいただけますが、おつりは出ません。

## 2. 商品券配布対象者

市内在住者 ※市内全世帯へ、世帯人数分をまとめて郵送。

## 3. 商品券利用期間

令和8年4月30日(木)～6月30日(火)

## 4. 参加店の範囲

- (1) 市内に施設・店舗がある中小・小規模事業者
  - ただし、次の①から④に該当する事業所を除くものとします。
    - ①大手チェーン店(※)、コンビニエンスストア、ドラッグストア
    - ②特定の政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
    - ③役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
    - ④その他、事務局が不適当と認める施設や店舗
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている事業者は原則対象外。
  - (※)大手チェーンの定義・・・(定義1)及び(定義2)の両方にあてはまるもの
  - (定義1) 中小企業基本法に基づく定義(下記のどちらにも該当するものは大企業)
    - ・資本金の額がサービス・小売業で5000万円、卸売業で1億円、その他の業種で3億円を超えるもの
    - ・常時使用する従業員の数が小売業で50人、サービス・卸売業で100人、その他業種で300人を超えるもの
  - (定義2) 事業所・店舗数について
    - ・単一資本で11以上の店舗を直接経営・管理するとともに、山形県外にも事業所、店舗を有していること

事業の「取り扱いマニュアル」やポスター等は  
後日、参加店にお送りいたします。

鶴岡市生活応援事業実行委員会

鶴岡市生活応援商品券事務室

〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25

TEL: 0235-26-7253 FAX: 0235-26-7276